

2024年11月1日

住信SBIネット銀行株式会社

休眠預金等活用法にもとづく電子公告

当社は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付日をもって、預金債権が消滅しますが、納付後もお客さまからのご請求にもとづき、当該預金等に係る元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）をお支払いいたします。

1. 対象となる預金等

最終異動日が2014年7月1日から2014年12月31日までの預金等

2. 預金保険機構への納期限※

2025年10月31日

※ 法にもとづく預金保険機構への納期限であり、実際の納付日と異なります。

当社においては2025年3月に当該預金について預金保険機構へ納付予定です。

以上